

令和5年度第1回鎌ヶ谷市環境審議会 会議録

第1 開催日時

令和6年2月9日（金）午後1時30分から午後3時10分まで

第2 開催場所

鎌ヶ谷市役所本庁舎6階第2委員会室

第3 出席委員

木下委員、杉本委員、小高委員、山田委員、大伴委員

第4 欠席委員

岩井委員、野田委員、高野委員

第5 事務局

畠山環境課長、井上課長補佐（環境保全係長）、清水主任主事、森岡主事補

第6 傍聴者

なし

第7 会議の公開 非公開について

公開

第8 議題

議題1 ゼロカーボンシティ宣言とそれに伴う啓発活動について

議題2 公共施設エコアクションプランの進捗状況及び改訂について

議題3 住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備等設置促進事業補助金の増額及び交付状況並びに名称変更について

議題4 PPAモデルによる公共施設への再生可能エネルギー設備導入等事業の進捗状況について

議題5 再生可能エネルギー100%電力の導入について

議題6 環境に関するイベント・講座の開催実績について

議題7 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス）の開始について

第9 会議録署名人の指名

会議録署名人に、杉本委員及び小高委員を指名した。

第10 議事内容

1 会議録署名人の選出等

（事務局）

それでは開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元のファイルの中の資料をご確認ください。

【資料1-1】ゼロカーボンシティ宣言とそれに伴う普及啓発活動について

【資料1-2】鎌ヶ谷市ゼロカーボンシティ宣言文

【資料 2-1】鎌ケ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～の推進に係る市庁舎等からの温室効果ガス排出量について

【資料 2-2】「鎌ケ谷市公共施設エコアクションプラン～改定第 2 次鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～」について

【資料 3】再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助金の交付状況

【資料 4】公共施設への再生可能エネルギー設備等導入事業（PPA 事業）の概要

【資料 5-1】公共施設における再生可能エネルギー電力の導入について

【資料 5-2】ポスター（再生可能エネルギー 100%）

【資料 6】令和 5 年度 環境に関するイベント・講座の開催実績

【資料 7】狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度（ワンストップサービス）の開始について

以上でございます。

過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、定刻になりましたので、令和 5 年度第 1 回鎌ケ谷市環境審議会を始めさせていただきます。

本日、委員 8 名のうち 5 名の方にご出席いただいております。過半数に達しておりますので、鎌ケ谷市環境審議会規則第 3 条第 2 項により、本会が成立することをご報告いたします。

なお、野田委員は所用によりご欠席との連絡を事前に頂いております。

なお、会議録を作成する都合上、当審議会での発言は、録音させていただきますことを、あらかじめご了承願います。

さて、ここからの議事の進行につきましては、鎌ケ谷市環境審議会規則に基づき、木下会長をお願いいたします。

（木下会長）

よろしく願いいたします。

議題に入る前に今回の会議の会議録署名人を決めます。杉本委員及び小高委員を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

異議がないようですので、杉本委員と小高委員にお願いします。

まず、農業委員会の代表として、時田委員に代わり、令和 5 年 7 月 20 日より、山田委員が就任されました。山田委員から一言ご挨拶をお願いします。

《山田委員より自己紹介》

（木下会長）

ありがとうございました。

2 議題 1 ゼロカーボンシティ宣言とそれに伴う啓発活動について

(木下会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

まずは、議題1について事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題1、ゼロカーボンシティ宣言及び宣言後の普及啓発活動について説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。

本市は、令和5年11月30日の市議会において、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

なお、令和5年12月28日時点のデータですが、全国約1700自治体のうち、1013自治体が宣言をしておりますので、全体の約60パーセントが宣言済みということになります。なお、千葉県内では54市町村のうち、ちょうど半数の27市町村が宣言済みです。

宣言までの経緯は2項のとおりです。

3項に記載のとおり、市民・事業者・行政のパートナーシップの実現のため、鎌ヶ谷高校に協力を依頼し、PR動画を作成しました。こちらの動画については、2月7日に完成披露イベントを開催し、昨日から市の公式ユーチューブにて配信を開始しております。

では、その動画を皆さまにも披露させていただきます。

《動画視聴》

その他の普及啓発活動については、4項に記載のとおりです。

啓発チラシについては、家庭向け・事業者向けの全2種類、啓発ポスターについては、全10種類作成し、うち2種類は、鎌ヶ谷高校の美術部との協働により作成しました。

宣言文についてですが、資料1-2をご覧ください。

脱炭素への取組を通じて、地球と共存できるように、という願いを込めて、「地球に好かれる暮らし」をキーワードとしております。

(木下会長)

ありがとうございました。ただいまの説明を通して、ご意見・ご質問のある方は挙手をしてご発言をお願いします。

(杉本委員)

ポスターには「鎌ヶ谷高校美術部」と記入があり作者が分かりますが、書道部が作成した題字には「鎌ヶ谷高校書道部」と記入することはできなかったのでしょうか。

また、家庭用・小規模事業者用チラシと事業所用チラシは「美しい鎌ヶ谷」が題字に使われているが、啓発動画には「ふるさとかがや」が使われています。これはあえて分けているのですか。

(事務局)

題字は2パターン作成しており、ポスターと啓発動画では、意図して分けています。

「鎌ヶ谷高校書道部」と記入することについてはおっしゃる通りかと思いますが、高校生に依頼して作成しておりますので、後からの編集が難しい状況です。

(杉本委員)

チラシに、啓発動画の二次元コードを入れることはできなかったのですか。

(事務局)

動画については最近完成したばかりなので入れることはできませんでしたが、入れることが望ましいと思いますので検討します。

(杉本委員)

ポスターについても、作者がいじられると困ると言うかもしれないが、二次元コードを入れると良いと思います。

(事務局)

ポスターについては、多様なデザインで啓発することが望ましいと考えたため、高校生に2種類を作成していただいたほか、市独自で8種類を作成し、計10種類となりました。こちらを、各1種類ずつ掲示しようと考えており、二次元コードについては、市独自で作成したポスターに入れ込んでおります。

(木下会長)

どこに掲示するのですか。

(事務局)

こちらの再エネ電力啓発用ポスターを、再エネ電力を導入した施設に置き、それ以外の導入されていない施設、また、低圧電力の施設に関しては、ポスターをA3で2枚ずつ掲示する形で考えています。

(木下会長)

A1のパネルと、A3のポスターが2枚、サイズが色々あるのは場所によって掲示するものが違うからということなののでしょうか。

(事務局)

その通りです。施設によって掲示板の大きさも変わってくるので、施設の要望に応じて臨機応変に対応します。

(木下会長)

今回のこの宣言は、何のための宣言なのか、そのあとの行動や展開はなにか考えているのでしょうか。

(事務局)

先日、市役所の市民ホールで啓発動画を放映し、PRイベントを行いました。マスコミの取材も受けているため色々な方にご覧になっていただけたと思います。また、チラシ、ポスターを様々な場所に貼って啓発していくこと、作成した啓発動画を高校生にスマートフォンで拡散していただくことを考えています。なお、市広報やホームページに

掲載し発信しているほか、鎌ヶ谷高校のホームページにも掲載をお願いしています。

また、宣言に伴い、現在市が率先して脱炭素に向け取り組んでおりますが、その内容を紹介します。

一つ目に、太陽光発電システムなどを市内小中学校や避難施設を中心にP P A方式で導入しており、まずは自家発電ができる体制を整えております。

二つ目に、電力プランの変更に伴って再生可能エネルギー電力を導入しておりますが、その次としては、省電力、例えば自宅の照明器具の蛍光灯をL E Dにさせていただく等、取り組んでいただける層に沿ったメニューを、令和6年度に市広報またホームページで展開することを考えています。

(木下会長)

宣言をした後の行動を高校生が報告しあう、例えばS N Sでの発信など、まずは高校生が行動の主体となって展開していくのがよいと思います。また、市民フォーラムなど集まりがある時には書道のパフォーマンスをするのも魅力的だと思います。これで終わるのはもったいないです。

(事務局)

毎年10月に行っている環境フェアに、令和6年度は鎌ヶ谷高校さんに来ていただけることになっているので、書道パフォーマンスや、取り組んでいることの発表などもできたら良いと思います。

(木下会長)

それこそS N Sで拡散されたらいいと思います。

(木下会長)

ほかにご意見・ご質問ありますでしょうか。

ご意見がないようですので、議題2に移ります。事務局からの説明をお願いします。

3 議題2 住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備等設置促進事業補助金の増額及び交付状況並びに名称変更について

(事務局)

議題2、住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備等設置促進事業補助金の増額及び交付状況並びに名称変更についてご説明します。

本市では、「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」を策定し、様々な取組を進めてきましたが、更なる温暖化対策を推進するために、平成30年3月に「鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン（事務事業）」を策定しました。

それでは、資料2-1をご覧ください。

令和4年度の市庁舎からの温室効果ガス排出量は、5,477t-CO₂でした。前年度と比較しますと、4.41パーセント増加しております。

また、排出要因の約73パーセントが電力使用によるものです。

その他、部局別の割合などは資料に記載のとおりです。

次に資料2-2をご覧ください。エコアクションプランの改定について簡単にご説明いたします。

本市は、2023年3月、「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」を策定し、これに包含する形で、「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」を改定しました。この中で、市域からの温室効果ガス排出量を、2032年度までに、2013年度比で50パーセント削減するという目標を掲げています。

この上位計画の策定を受け、「鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン（事務事業）」においても温室効果ガス排出量に関する目標等を見直すものです。

行政が率先して脱炭素化への取組を推進するために、温室効果ガスの排出量を、2032年度までに、2016年度比で、区域施策を上回る50パーセント以上を削減することを目標としています。

特に、その目標達成に向けた具体的な取組として、太陽光発電の最大限導入、新築建築物のZEB（ゼブ）化、電動車・LED照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達などを盛り込み、行政として率先して実行していきます。

（木下会長）

ありがとうございました。ただいまの説明を通して、ご意見・ご質問のある方は挙手をしてご発言をお願いします。

（杉本委員）

1ページ目の2温室効果ガス排出量と3ページ目の4-(1)の温室効果ガス排出量の数字が異なっています。どちらが正しいのでしょうか。

（事務局）

失礼いたしました。こちらは数値に誤りがあり、1ページ目が正しいものとなります。

（杉本委員）

2050年ゼロカーボンに向けて、まずは電気の消費量を減らすことがメインになっていくと思いますが、宣言をした以上は、段取り、スケジュールをつくっていくべきと思います。環境白書などに新しい章・節ができて、毎年の達成状況が掲載されていくのだろう、と思いながら聞いていました。

（事務局）

省エネから進めるのか、再エネ電力導入から進めるのかについてですが、現時点では2032年までに50パーセント以上の脱炭素化を狙っていますので、少し大胆ではありますが当市では両方進めています。省エネに関しては環境課、再エネ電力導入に関しては契約管財課が権限を持っているため、連携しながら進めているところです。

理想としては、千葉商科大学さんのような「RE100」、電気を自分で作るということが望ましいところではありますが、当市は市域が狭いことや、すべての公共施設の屋根に太陽光発電システムを導入できないことなど、いくつかの課題があります。そこ

で、契約管財課と連携を取り、はじめの一步として、26施設に再エネ電力を導入しています。これは「コスモエコパワー」といいまして、コスモ石油の風力発電会社となります。こちらの契約の口数を増やしていき2030年度までに区域施策を上回る50パーセント以上の脱炭素化を目論んでいます。

(木下会長)

その他、改定についても意見やご質問はありませんでしょうか。

(事務局)

改定について、少し補足させていただきます。

市町村の上に県、国とありますが、国が「政府実行計画」を改定し、大きな柱を組みました。それに準じて、資料2-2の3ページ目に記載されている「目標達成に向けた主な取組項目」の内容にしております。

また、令和5年3月に千葉県が策定した「エコオフィスプラン」も国の内容を持ってきております。

今回の改定は、環境基本計画、そして、区域施策、事務事業が時系列で並ぶようにし、なおかつ、国・県と内容をそろえて、横と縦を同じラインにすることを目的としております。

(木下会長)

市役所本庁舎の環境性能はどのようなのですか。

(事務局)

耐震化工事が7年ほど前に終わってしまった後に、ZEB化の話が出てきたため、現在は環境性能を上げるということについて担当部局からは計画していないと聞いております。

従いまして、出来ることとしましては、窓の断熱性を高め、それに伴いまして冷暖房の消費エネルギーを下げることで、そして再エネ電力を導入することとなります。

令和7年度には、PPA事業により本庁舎にも若干数ですが太陽光発電システムが設置され、蓄電池で賄えるくらいの電力供給はなされる予定です。

(木下会長)

窓を断熱化するだけでもかなり変わってくると思います。市庁舎からアクションし、効果を示すことが大事です。これが先ほどの宣言後の行動につながると思うので、ぜひトライしてほしいと思います。

4 議題3 住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー設備等設置促進事業補助金の交付状況並びに名称変更について

(木下会長)

それでは議題3に移ります。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

議題3、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助金の交付状況についてご説明します。

鎌ヶ谷市では、地球温暖化防止の推進に資することを目的として、該当する再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置する市民に対し補助金を交付しています。

この制度は、千葉県の補助金を活用しているものですが、鎌ヶ谷市の制度の大きな特徴としまして、一部の設備を除き、県の補助額に市単費を上乗せする形で補助しております。

また、県補助金では対象外となりますが、前年度に各設備を設置された方につきましても、市単費により補助金を支出しております。

県内でも同様の上乗せ補助をしている市町村は、少ないと聞き及んでおります。

それでは、資料3をご覧ください。今年度の各設備の補助件数を簡単にご説明いたします。

まず「太陽光発電システム」です。今年度の交付決定は50件でした。

次に、燃料電池システム、いわゆるエネファームですが、こちらの交付決定は過去最少の2件のみでした。

次に、リチウムイオン蓄電池システムですが、こちらの交付決定は60件でした。

次に、太陽熱利用システムですが、実績は平成30年度の1件のみとなっております。

次に、窓の断熱改修ですが、昨年度が9件だったのに対し、今年度は34件と、大幅に増加しております。

次に、電気自動車ですが、こちらの交付決定は3件でした。

次に、V2H充放電設備ですが、こちらの交付決定は4件でした。

次に、プラグインハイブリッド自動車です。今年度から補助対象としておりますが、3件の交付決定でした。

最後に、集合住宅用充電設備及び、住民の合意形成のための資料についてです。こちらから今年度から補助対象としておりますが、どちらとも0件でした。今後は、電気自動車等の普及拡大に伴い、申請も増えていくと推察します。

環境課といたしましては、広報、ホームページ、ポスター等による本制度の周知のほか、各イベント開催時にもPRを行っておりますが、今後も再エネ・省エネ設備の普及に努めてまいりたいと考えております。

なお、事業の名称変更については5ページに記載のとおりです。

(木下会長)

ありがとうございました。ただいまの説明を通して、ご意見・ご質問のある方は挙手してご発言をお願いします。

(山田委員)

補助金は設備に対してだけなのでしょう。例えば農家では夏に麦をまきます。そうしますと見た目も良く、二酸化炭素も吸います。ただ麦はお金がかかるので、そういっ

たところにも補助金は出るのかと思い、質問しました。

(事務局)

環境課で行っている補助金は、再生可能エネルギー・省エネルギーの設備設置に対するものです。委員がおっしゃるものは、農林水産省においてそういった補助金があれば、農業振興課で対応が可能かと思えます。

なお、千葉県では、事業者用の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助金を行っておりますが、市では取り扱っておりません。ただ、千葉県からいただいた情報は市内商工会に共有しております。

同じように、農業に関わる補助金についても県から情報があれば、農業振興課を通じて、農協さん等に情報提供をさせていただきます。ただ、残念ながら現時点ではこういった情報は伺っておりません。

(木下会長)

農林水産省において、耕作放棄地など景観面で補助金を実施しているものはありますが、今のお話のように、「環境へ貢献」というものも今後あってもよい話だと思います。

ドイツでは、農家が行うバイオマス発電設備設置など、色々な面での支援がありますが、日本の農林水産省は環境面で遅れています。鎌ヶ谷市として、県や国などに意見を上げていただければと思います。

(事務局)

ここ数年、環境省分・国土交通省分・農林水産省分・文部科学省分の補助金の情報が一つにまとめて通知されることが多くなりましたが、農水省と文部科学省については、脱炭素・地球温暖化の補助金は非常に少ないと感じております。最近ですと、グリーントランスフォーメーションの関係で経済産業省の補助金が増えてきております。ただ、どちらかという、公共団体よりは、大手民間企業に対する補助金が多いと思います。

千葉県との協議の場もございますので、こういったご意見があったということはお伝えしようと思えます。

(木下会長)

千葉県では、民間企業によるメガソーラー、例えば、営農型太陽光パネルが普及しています。

(杉本委員)

匝瑳市でも行われています。

(事務局)

千葉市でも行われています。

(杉本会長)

議題1で真っ先に、梨、農家の話をされていましたね。

(事務局)

あくまで個人的な意見ですが、鎌ヶ谷市、船橋市、市川市、白井市、この四市で組ん

で、脱炭素先進地域として、営農型太陽光を用いた「ゼロカーボンブランド梨」のようなものを一緒にやってみたいなという気持ちが、担当としてはあります。

(山田委員)

脱炭素の観点で言いますと、農家の場合、例えば大根の場合、10アールあたり約800メートルのポリビニールを敷き、それを最終的に燃やしますが、生分解性マルチというものを使うと、燃やす必要がないため、手間もかからず、二酸化炭素を出さなくて済みます。

ただ、値段が高いため、補助金があるとありがたいです。松戸市では昨年度から補助金を実施しているので、鎌ケ谷市でも補助金を出してもらえれば環境面でも非常に良いと思います。

(事務局)

松戸市の情報を調べさせていただきます。

(木下会長)

農業振興計画に、こういった内容を盛り込んでいくとよいと思います。

(山田委員)

あちらでは、農地のことは言えますが、環境面のことは言えません。

(木下委員)

ただ、環境に配慮した農地の展開について、農家が単独で行うというのは難しいです。

ドイツの例では、インキュベーション(新しいビジネス)に関心のあるNGOなどと農家がタッグを組んでバイオマスのプラントを作るなどの環境に配慮した取組を実施しており、エネルギー生産面で進んでいる状況です。

(山田委員)

ちなみに、千葉県ではこういった補助金はあります。ただし農振地域のみとなっています。鎌ケ谷市は農振地域ではありませんので補助金は受けられません。松戸市も農振地域ではありませんが、市が単独で補助金を出しています。

(木下会長)

松戸市で出来ているのであれば、鎌ケ谷なりの工夫をして展開して行ってほしいです。

5 議題4 PPAモデルによる公共施設への再生可能エネルギー設備導入等事業の進捗状況について

(木下会長)

それでは議題4に移ります。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

議題4、PPAモデルによる公共施設への再生可能エネルギー設備導入等事業の進捗状況について説明させていただきます。

ご存じの方も多いかと思いますが、PPAとは、Power Purchase Ag

reement、電力購入契約と言いまして、設備設置事業者が太陽光パネル等を市の敷地内に設置し、市がその施設で発電された電力を買い取るというものです。

事業者は初期費用およびメンテナンスコストを負担するかわりに、20年間の電力供給契約を結ぶというビジネスモデルです。

「屋根貸し」という言葉もあり、同じ意味で使われることもあります。これは電力供給契約が伴うとは限りませんので厳密には違う言葉です。

本年度から令和7年度にかけて、全36施設に設備の設置を行う予定です。なお、本年度の設置状況はこちらの表の6施設で、次のページ以降に写真も掲載しておりますのでご参照ください。

(木下会長)

ありがとうございました。ただいまの説明を通して、ご意見・ご質問のある方は挙手してご発言をお願いします。

(杉本委員)

屋上は立入禁止になっているのでしょうか。

(事務局)

中学校については、5校のうち4校が立入禁止となっております。小学校については、9校のうち8校は立入禁止ではなく、植物の観察や星空観察会など児童が活動をする場となっております、学校によって差があるのが実態です。

また、中部小学校は資料4の写真のとおり、太陽光発電システムの数が少ないことが分かります。これは児童の活動の場を残してほしいという要望があったためです。

一方、初富小学校は太陽光発電システムをたくさん置いて良いとのことでしたので、約100キロワット発電ができます。

最後に、第二中学校については、全面立入禁止となっておりますので、補修点検をするための通路を除き、全面に太陽光発電システムを設置することができました。

こういった形で、設置ができる面積が同じでも、各学校の意思によって設置できる太陽光パネルの枚数が違うという状況がございます。

(木下会長)

買い取った電力については、その学校で使うのですか。

(事務局)

おっしゃる通りです。

また、蓄電池に電力を貯めきってもなお電気を作れているという場合、現時点では逆流という形で売電をすることになってはいますが、将来的には、託送という形で太陽光発電システムを設置できない施設に電力を送れるような形を考えている、ということを共同事業者から提案をいただいています。

ただ、技術的な問題がかなり大きいです。横浜市がこういった取組をしておりますが、横浜市内の小学校で蓄電池の火災がありました。原因は不明ですが、もしかしたら託送

をした際に何らかのトラブルがあったものではないか、と聞いておりますので、安全性を考慮するには更なる情報が必要であると考えております。

(小高委員)

PPA事業について、もし採算がとれなかったら、事業者が撤退するという事はないのですか。

(事務局)

可能性としては十分ございます。我々にこの事業を持ってきたのがTNクロスという会社ですが、Tが東京電力、NがNTT、電力会社と通信業者が折半してできた会社になります。

我々は20年間の契約を結んでいますが、その間に会社が倒産する可能性はございます。

また、契約が終わったあとの設備はそのまま我々のものになりますが、実はここが一番危険で、太陽光パネル、パワーコンディショナー、蓄電池、それぞれ耐久年数が異なります。パワーコンディショナーの耐用年数が一番短く、7年から10年と言われております。蓄電池も放電と蓄電を繰り返すので10年ほどです。一番持つのが太陽光パネルで、20年以上と言われております。よって、契約が切れた後は、パワーコンディショナーと蓄電池を自身で買換えなくてはなりません。蓄電池はとても値段が高く、今まで私が見た中で一番高いものだと280万円くらいでした。

(小高委員)

280万円くらいというのは、例えば小学校1校に対してのものですか。

(事務局)

我々のPPA事業では、280万円から300万円くらいのものが各施設に設置されております。

話が戻りますが、今回事業を進めている共同事業体の目的としては、将来的に技術革新が起こった際に、電力面や通信面でのビジネス上の話ができるよう土台を作りたいということですので、儲けようとは思ってなく、利益もほぼ無いと聞いています。

千葉県内では最初に千葉市、次に船橋市が導入しました。そして令和5年度に我々鎌ヶ谷市、市川市、白井市がそれぞれTNクロスと協定を結んでPPA事業を展開しており、次年度以降は、松戸市、市原市、我孫子市が導入すると聞いておりますので、これらの実績を見ても、今のところ、会社としては間違いないかなと考えております。

(木下会長)

これだけ大きな事業体ですから、採算が取れず撤退、ということになって自治体負担となったら大問題ですね。

しかし、災害時に、太陽が出ていれば避難所などに電気を供給できるということは大事だと思うので、方向性としては間違っていないと思います。

(事務局)

導入にあたり、市で年間を通していかに脱炭素化ができるかという視点として、小中学校でいうと1年間で使用する電力の約30パーセントを賄えるであろうと言われております。能登の地震を見て思いましたが、今一番重要なのはレジリエンス、災害が起きた際に避難されている方への電気の供給だと思いますので、鎌ヶ谷市はよい選択をしたのではないかと考えております。会長がおっしゃる通り、災害により停電が起こった場合でも、太陽が出ている間はその都度ダイレクトに電気をつくることができますので、避難者へ必要最低限、電気を供給することによって、ある程度の健康維持には使えると思っています。

(木下会長)

議題3において、蓄電池の導入が増えてきているのは、こういった市民の不安感からだと思えます。

(事務局)

世の中の電気が高く、売電価格も安くなっていますので、それなら自分で使おう、という観点からも導入が増えているのかなとも思えます。

(小高委員)

PPA事業を利用しないで、自前で太陽光発電システムを設置した場合と比べて、どのくらいのメリットがあるのですか。

(事務局)

例えば、第二中学校くらいのパネル数ですと、付属する設備も含めましておおむね1億数千万円かかります。今回PPA事業で導入しているものは、国の補助金を利用しており、市町村に対して2分の1を補助してくれます。そして、残りの2分の1は発電した電力を買い取ることで支払っていく、というものですので、経済面で考えますと、圧倒的にPPAを通して太陽光発電システムを設置した方が有利かと思えます。なおかつ、契約期間内で故障等があった場合は、PPA事業者が取替修理等を全て行いますので、その点もメリットがあります。

(小高委員)

であれば、大きな大学や病院などではみんなこういった契約をしているのでしょうか。

(事務局)

地方公共団体が率先して進めておりますが、例えば、工場などで、すべて平屋根になっている工場などではいち早く導入しているところもあります。その他事業者も我々に倣って導入してくれると、脱炭素化につながるのではないかと思います。

6 議題5 再生可能エネルギー100%電力の導入について

(木下会長)

それでは議題5に移ります。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

議題5、再生可能エネルギー100パーセント電力の導入について説明させていただきます。資料5-1をご覧ください。

記載のとおり、コスモ石油マーケティング株式会社と風力由来の再生可能エネルギー100パーセント電力の購買契約を結び、令和5年12月から別表の施設にて使用を開始しております。

この再エネ電力を導入している施設については、こちら資料5-2のポスターを随時掲示していく予定です。

(木下会長)

ありがとうございました。ただいまの説明を通して、ご意見・ご質問のある方は挙手してご発言をお願いします。

(杉本委員)

資料5-1の2番目の総合福祉保健センターと、資料4の6の社会福祉センターは同じ施設ですか。

(事務局)

別の施設です。太陽光発電設備は避難所となる建物に優先して設置しているのですが、社会福祉センターは高齢者の避難所の中心となる建物です。

余談ですが、現在コスモ石油では、地上型の風力発電を利用した電力を、公共機関に多く供給しております。また、陸上型を置く場所がなくなってきておりますので、国が洋上型の風力発電のエリアを設定して入札を行っております。まさにドイツでやっている風力発電です。

(木下会長)

ポスターに使われている写真はどこの場所ですか。

(事務局)

ポスターの下部に記載がありますが、静岡県磐田市でございます。本来は千葉県銚子市の写真を使用したかったのですが許諾が下りなかったため、静岡県磐田市の写真をコスモ石油から頂戴いたしました。

(山田委員)

地上型と洋上型ではコストは変わってくるのでしょうか。

(事務局)

洋上型のコストは、補修も含めるとかなり大きいと聞いております。その代わりに、陸上型と比べ物にならないくらい巨大化した設備を設置するため、陸上型に対し6から7倍の発電量があると聞いております。

(山田委員)

公共施設における風力発電の電力供給ということですが、個人宅に供給することは出来ますか。

(事務局)

できます。電力会社において、再エネ50パーセントプランや再エネ100パーセントプランなど、様々なプランがございます。個人の方や低圧電力を使用している事業者も、通常の電力会社で再生可能エネルギー電力を供給することは可能です。

(山田委員)

自宅の屋根などの上に設備を置くということではなく、電力会社の契約によるものということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(山田委員)

そうでしたら、公共施設に設備を置くのではなく、個人宅に補助金を出してやってもらった方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

議題3でご説明したとおり、個人宅に対しては、太陽光パネルなど再生可能エネルギー省エネルギー設備等を設置した際の補助金を行っております。また、ここ最近窓断熱が人気でして、補助件数がどんどん増えています。

(木下会長)

窓のエネルギーロスは大きいので、効果は期待できますね。このように、公共施設のみならず、個人の家庭でもできることはまだまだ余地があります。

7 議題6 環境に関するイベント・講座の開催実績について

(木下会長)

それでは議題6に移ります。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

議題6 令和5年度環境に関するイベント・講座の開催実績についてご説明します。

環境課では、市民に対し、環境問題について考えたり理解を深めたりする場を提供するために、講座やイベントを実施しています。

はじめに、令和5年度に実施した、2つの啓発事業からご紹介します。

一つ目に、かまがや環境パネル展についてです。こちらは、環境月間の6月に合わせて、市民ホールで環境保全団体等のパネル展示を行っております。

二つ目に、かまがや環境フェアについてです。こちらは、例年10月の市民まつりと同日に実施しています。今回は、5年ぶりに会場で実施することができました。

続きまして、環境学習事業についてご紹介いたします。今年度は五つの講座を実施し、更に今後、一つの講座の実施を予定しております。内容は、自然観察や工作、また、料理など幅広いものとなっております。各講座の概要等は記載のとおりです。

講座を開催する際は、市ホームページや広報かまがや、また市公式SNSにおいて周知を行っております。次年度以降も、さまざまな講座を企画して参ります。

加えて、こちらには掲載しておりませんが、中部小学校において、千葉商科大学さんにご協力をいただき学生を講師とした地球温暖化対策に関する出前授業を実施しました。また、資料に掲載しております「秋の里山体験隊」という講座では、植草学園大学さんにご協力いただいて実施しております。植草学園大学内には「共生の森」という大きいビオトープがあり、全国ビオトープコンクールにおいて令和4年度に受賞されております。

このように、庁外の大学さんとも協力して環境啓発をしていこうと考えております。

(木下会長)

千葉商科大学の学生による出前授業では、何年生が参加したのですか。

(杉本委員)

講師の大学生は二年生が一番多く6人が参加しました。あとは一年生、三年生、四年生が数名です。また、対象とする小学生は、四年生でした。

(木下会長)

こういった子供に教えるという取組は学生にとっても良いことですので、ぜひもっと展開してください。

(事務局)

我々は、企業ともタイアップしております。

パナソニック株式会社には、「電気の創・蓄・省」についての子供向けの講座の実施や、環境フェアにおけるブースへの出展にもご協力いただいております。

また、京葉ガス株式会社には、環境に配慮した料理「エコクッキング」について子供向けの講座を実施していただいております。

(木下会長)

環境フェアがあるのは、行政が取り組んでいることのみならず、市民や大学、企業が取り組んでいることが繋がる場としてとても良いと思います。

(事務局)

どうしても我々職員は数年で異動してしまいます。ただ、このように全方位で協力体制を築いていれば、我々事務局の人間が変わってしまっても継続したパートナーシップをもって脱炭素化への取組を継続できると思っております。

また、2050年に社会の主役になっているであろう今の若年層に向けての教育を重視しております。

(木下会長)

行政の担当が変わっても続けていくために、市民の中で活動をしている団体等はあるのですか。

(事務局)

鎌ヶ谷市には生物多様性に関連したいくつかの団体はございますが、高齢化が進んでおります。

(木下会長)

実行委員会形式で新しい人が入ってくる、それこそ学生が入ってくれば良いです。大学に、学生が評価される制度があればよいですね。高齢化している実態に対して、新しい層が出てきて、デビューの場として環境フェアでの発表など、注目される場としてもらえると思えます。

(事務局)

若い人たちは情報の発信力がありますので、若い力に期待をしております。

8 議題7 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例(ワンストップサービス)の開始について

(木下会長)

それでは議題7に移ります。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

資料7の狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度(ワンストップサービス)の開始について、ご説明申し上げます。

資料の「1 概要」をご覧くださいませでしょうか。

令和4年6月から、販売される犬にはマイクロチップを装着することなどが義務化されております。この義務化に伴い、マイクロチップを装着した犬の飼い主が、環境省の指定登録機関に飼い主の情報などを登録することによって、市町村への犬の登録申請をしたとみなすことができる「狂犬病予防法の特例制度」が始まりました。この制度を適用するためには、市町村長が制度への参加を表明する必要があり、鎌ヶ谷市では、令和5年10月1日から狂犬病予防法の特例制度に参加しました。

これにより、登録情報が指定登録機関を通じて市で把握できるため、飼い主が市に犬の登録に関する届出のために来庁する必要がなくなりました。

なお、マイクロチップを装着していない場合の犬の登録手続きは、従来どおり市役所の窓口で手続きが必要です。

次に、資料の「2 ワンストップサービスの対象となる犬の手続き」をご覧ください。

ワンストップサービスの対象となる手続きは、新規登録・所有者変更、住所変更のうち、市内転居、転入、それから、死亡の場合です。転出の場合は、転出先の市町村で行いますので、手続きはありません。なお、環境省の指定登録機関への情報の新規登録・変更登録は、指定登録機関のホームページから行えますが、新規登録・所有者変更の場合、指定登録機関に対する手数料がかかります。オンラインで行う場合は300円(令和6年4月からは400円の予定)ですが、オンライン上で行わず、郵送により紙で行う場合は1,000円(4月からは1,400円の予定)となります。1月31日時点でのワンストップサービスによる登録件数は、新規登録110件、転入登録108件、

変更登録30件で、合計248件でございます。

次に、資料の3 その他をご覧ください。

狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により、犬の所有者が毎年1回、受けさせることになっており、市町村から交付を受けた注射済票を犬に着ける必要がありますが、これは、犬の登録の特例制度とは別の取扱いのため、従来どおり、市役所の窓口で手続きが必要となります。

以上で説明を終わります。

(木下会長)

ありがとうございました。ただいまの説明を通して、ご意見・ご質問のある方は挙手してご発言をお願いします。

(杉本委員)

私はペットを飼っていないのですが、これはペットを飼っている方にとっては常識的な話なのですか。

(事務局)

新たにペットを販売された場合につきましては、すでにマイクロチップが装着されており、これは義務付けられています。環境省へ飼い主情報の登録も義務付けられていますので、ペットショップから案内されてみなさん把握ができます。

また、すでに飼われているペットについての装着は努力義務ですので、周知していく必要があります。

(杉本委員)

金銭を介さずに譲り受けた方に対しては、どのような周知を行っているのですか。

(事務局)

市ホームページを通じて周知を行っております。

(杉本委員)

動物病院にポスターを貼るといったこともされているのですか。

(事務局)

しております。また、補足させていただきますと、阪神淡路大震災の際に大量のペットの持ち主が分からないという状況になり、徐々に広がってこういった法制化することになりました。今後災害が起こった際、マイクロチップが装着されているペットについては、飼い主の元に戻れる可能性が大きくなりますのでとてもよい制度だと思います。

(木下会長)

一方で問題なのは、悪質なブリーダーなどによって大量に繁殖させられたペットが山に捨てられるといったこともあります。狂犬病が心配です。

(事務局)

鎌ヶ谷市ではそういった報告はされておりませんが、犬を購入される方も消費者の確かな目を持って、そういった悪質なブリーダーや業者などがなくなる形に持っていけれ

ば良いのではないかと思います。

9 総括

(木下会長)

以上で、議題が終了となります。

世界的に異常気象が報告されております。今年の暖冬もそうですが、こうした変化に対する危機感は、大人より子どものほうが敏感に感じるものだと思います。

今日の議論で、小中学校での授業、高校生との協働といった話が出ましたが、こうした若い世代がゼロカーボンシティ宣言を実行に移していく主役になれば良いと思うので、そこにターゲットを向けて進めていくのが良いです。子どもたちが声を上げれば、家庭にも影響を及ぼすことができます。環境フェアなどの主役にしてあげることで、彼らが評価され、「仕方ない」と諦めている大人たちを変えていく力になればいいと思います。

(事務局)

木下会長、ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年度第1回鎌ヶ谷市環境審議会を終了いたします。

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、相違ないこと証するため、次に署名する。

令和6年3月22日

署名人 杉本 卓也 _____

署名人 小高 魁 _____